

中土佐町空き家活用のための荷物整理補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、中土佐町補助金等交付規則(平成18年中土佐町規則第37号。以下「規則」という。)第20条の規定に基づき、中土佐町空き家活用のための荷物整理補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「空き家」とは、中土佐町内にある居住の用に供する建物で、現に人が居住しておらず、今後も居住の予定がない住宅
- (2) 「入居希望者」とは、前項に規定する空き家に入居しようとする者

(補助目的)

第3条 町は、空き家の所有者又は入居希望者に対し、入居者希望者が定住するための住宅の荷物整理、運搬及び処分に要する経費を予算の範囲内で補助金として交付することにより、入居者の経済的負担を軽減するとともに、本町への移住定住促進を図ることを目的とする。

(交付対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、過去5年以内にこの要綱に基づく補助金の交付を受けて住宅の荷物整理等を行った住宅の所有者及び入居希望者、若しくは町税等について世帯員を含め滞納がある者、又は別表第1中土佐町暴力団排除条例(平成22年中土佐町条例第32号)第2条各号に規定する者、その他町長が適当でないと認めた者は、交付対象としない。なお、複数の空き家の所有者であって、この要綱に基づく補助金の交付を受けていない住宅に対して事業を実施する場合はこの限りでない。

- (1) 中土佐町内にある空き家の所有者
- (2) 中土佐町内にある空き家の入居希望者

(交付の要件)

第5条 補助金の交付の対象となる要件は、次の各号の全てに該当することとする。

- (1) 補助対象となる住宅が中土佐町空き家バンク実施要綱(令和4年告示第30号)に定める「空き家バンク」に登録されていること、若しくは本事業完了までに登録すること、又は中土佐町定住促進中間管理住宅の設置及び管理に関する要領(平成27年告示

第51号) 第4条に規定する事業申込書を本事業完了までに提出すること

- (2) 所有者及び入居希望者においては町税等の滞納がない事を証明する書類を提出した者であること
- (3) 入居希望者が補助金の交付を受けようとする場合、所有者と入居希望者との間において住宅に係る賃貸借契約が締結されていること、又は売買及び相続等により所有権が移転していること
- (4) 入居希望者が空き家の荷物整理、運搬及び処分を行う場合は、住宅の所有者あるいは荷物の所有者の同意が得られていること
- (5) 住宅の荷物整理、運搬及び処分を独力で行わず業者に依頼する場合は、必ず「一般廃棄物処分許可」を受けている業者に依頼することとし、原則として町内業者に発注すること
- (6) 入居希望者は住宅の所在地において、その住宅に居住する者全員が住民基本台帳の登録を行うとともに、特別な事情がない限り生活の本拠として、本事業完了後5年以上居住すること
- (7) 入居希望者に住宅の提供をする住宅所有者は、入居者が特別な事情により退去する場合、「中土佐町空き家バンク」に再登録し、本事業完了後5年間は入居希望者の居住用住宅とすること
- (8) 別表第1に規定するものを契約の相手方としないこと

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、住宅の荷物整理、運搬及び処分に要する経費とし、賃金、委託料、使用料及び賃借料、廃棄物処理料その他町長が必要と認める経費とする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費の10分の10以内かつ300千円を限度とし、千円未満切り捨てとする。ただし、補助金の額が10千円未満となる場合は交付対象としない。

(交付の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第3条第1項の規定により補助金交付申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第9条 町長は、前条の補助金交付申請書を受理したときは、当該申請書に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等によりその内容を調査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、規則第6条の規定に基づき、補助金交付決定通知書(様式第2号)により補

助金の交付を決定し、交付対象者に通知するものとする。

(計画の変更)

第10条 補助金交付の決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、あらかじめ補助金変更申請書(様式第3号)を提出し、町長の承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業を中止しようとするとき
- (2) 補助金の額を増額変更しようとするとき
- (3) 補助対象経費の20パーセントを超える減額をしようとするとき
- (4) 事業内容の重要な部分に関する変更をしようとするとき

(変更の決定)

第11条 町長は前条の規定による変更申請を受けた時は、これを審査し、適当であると認める場合は、補助金変更交付決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(実績報告)

第12条 補助対象者は、補助事業が完了したときは、規則第11条第1項の規定により補助金実績報告書(様式第5号)を補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日、又は補助事業実施年度の3月31日のいずれか早い期日までに町長に提出しなければならない。

(確定通知)

第13条 町長は、前条の規定による実績報告があったときは、これを審査し、必要に応じて行う現地調査等により検査し、適合すると認めたときは、規則第12条の規定により交付すべき補助金の額を補助金交付額確定通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第14条 補助対象者は、前条の補助金の確定後に補助金請求書(様式第7号)を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項により補助金請求を受けたときは、速やかに補助金の交付を行うものとする。

(書類の整備等)

第15条 補助対象者は、補助事業に係る収入、支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備しておかなければならない。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(交付決定の取消し)

第16条 町長は、事業実施主体が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段によって補助金の交付を受けたとき
- (2) 補助金を補助事業の目的以外に使用したとき
- (3) 補助事業の実施方法が不適當と認められるとき
- (4) 補助事業を中止したとき
- (5) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱に違反したとき

2 町長は、前項の規定による取消しをしたときは、中土佐町空き家活用のための荷物整理補助金交付取消し通知書(様式第8号)により、事業実施主体に通知するものとする。

(補助金の返還)

第17条 町長は、前条の規定に基づき補助金の交付決定を取り消された場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、補助金返還命令書(様式第9号)により補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。この場合において、返還を求める金額は、完了日からの経過年数により別表第2のとおりとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。